

公益財団法人 福井県下水道公社

臭 気 調 査

入 札 説 明 書

公益財団法人 福井県下水道公社

目 次

- 1 入札に付する事項
- 2 入札の方法
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 4 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先および提出方法
- 5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時
- 6 入札保証金に関する事項
- 7 契約保証金に関する事項
- 8 入札および開札
- 9 入札の無効
- 10 再度入札
- 11 落札決定の保留に関する事項
- 12 入札参加資格の確認に関する事項
- 13 落札者の決定に関する事項
- 14 契約の確定
- 15 契約書作成の要否および契約事項
- 16 この入札にかかる一連の手続および契約に関する手続において使用する言語
および通貨
- 17 その他

様式1 質問書

様式2 入札書

様式3 委任状

様式4 入札参加資格確認申請書

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

臭気調査

(2) 業務内容

入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行場所

九頭竜川浄化センター（坂井市三国町池見地係）外

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日まで

2 入札の方法

制限付き一般競争入札（事後審査型）による。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札の日において、県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 計量法第107条に規定する「計量証明事業者」であること。
- (4) 過去5年間に地方公共団体（公社を含む）の委託により臭気調査業務（仕様書に記載の測定項目）を履行した実績（契約期間中のものを除く。）を有する者であること。
- (5) 福井県内に本店、支店または営業所を有する者であること。

4 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出先および提出方法

(1) 入札説明書等の交付場所

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

公益財団法人福井県下水道公社 総務・水質管理グループ

なお、当公社ホームページからダウンロードすることができる。

(2) 質問書の提出期限

令和6年5月2日（木）午後4時00分

(3) 提出先

4(1)と同様とする。

(4) 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、質問書（様式1）に質問内容を記入し、提出すること。

なお、当該書面は、持参または郵送を原則とするが、次のいずれの要件を

満たす場合には、電送による提出も認める。

ア 質問の内容が業務委託および入札説明書に関する事項であること。

イ 質問者が確認できること。

ウ 後日、書面により郵送を行うこと。

(5) 回答

質問者に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行うとともに、公益財団法人福井県下水道公社ホームページに掲載する。

(6) その他

入札説明書等にかかわらない事項についての質問は、入札日前日の午後4時00分までとし、電話によるものも認める。

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書（様式2）の提出方法

郵送入札によるもの（配達記録が残る郵便等に限る。）とし、持参または電送によるものは認めない。

(2) 入札書の提出期間

令和6年5月10日（金）午前8時30分から令和6年5月13日（月）

午後4時00分まで（土日を除く。）

(3) 開札日時、開札場所

令和6年5月14日（火）午前9時00分

〒913-0024

福井県坂井市三国町池見2-27

九頭竜川浄化センター管理本館 301会議室

(4) 入札書の提出先

4（1）と同様とする。

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、次のアまたはイに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を当公社に提出したとき。

イ 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登録されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付

前号の規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（税込）の100分の5以上の入札保証金を、令和6年5月14日（火）8時30分から8時45分までの間に、納入しなければならない。なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水

産協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行が適格担保として認める社債

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前1週間程度における市場価格とする。）の8割に相当する金額とする。

7 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上（千円未満切り上げ）の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に当公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を当公社に提供したとき。
- (2) 福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登載されている者で、過去2年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上（2回以上）にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札および開札

- (1) 入札参加者は、入札公告および入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る。）
 - イ 業務委託の名称
 - ウ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名）および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）
 - エ くじ用の数字（3桁）なお、入札書は封印のうえ、封筒に「氏名（法人の場合は、その名称または商号）」を記載し、『臭気調査入札書在中』と朱書すること。
- (4) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、引き換えまたは撤回をすることはできない。
- (5) 開札は、入札者またはその代理人を立ち合わせて行うことができる。ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (6) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札を無効とする。

- ア 入札に加わる資格がない者または資格のなくなった者のした入札
- イ 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ウ 入札者またはその代理人がした二以上の入札
- エ 二人以上の代理をした者のした入札
- オ 入札者が連合した入札
- カ 最低制限価格が設けられている場合において、これに満たない金額をもって行った入札
- キ 入札の際、不正の行為をした者の入札
- ク 金額その他要点を確認することができない入札
- ケ 入札参加資格がある旨の確定通知を受けていない者が行った入札
- コ 当該資格の有無にかかる審査の申請において虚偽の申請を行った者が行った入札
- サ 入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者が行った入札
- シ その他一般競争入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

10 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、1回に限り、再度の入札をすることがある。
- (2) 2回目の入札において、代理人が入札しようとするときは、委任状（様式3）を提出しなければならない。
- (3) 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札執行者は、不落随契（地方自治法施行令第167条の2第8号に規定する随意契約をいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

11 落札決定の保留に関する事項

この入札にかかる業務委託の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、そのすべての者。以下「落札候補者」という。）を宣言して、落札者の決定を保留する。

12 入札参加資格の確認に関する事項

落札候補者は、入札参加資格確認申請書（様式4）に必要書類を添えて、次のとおり提出し、この入札にかかる業務に関し、当公社の事後審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和6年5月14日（火）午後1時00分から令和6年5月15日（水）
午後4時00分まで。

(2) 申請書の提出先

4（1）と同様とする。

申請書の提出は、直接当公社に持参する方法、郵送または電送により送付する方法により行うものとする。2部提出すること。

(3) 申請書以外の必要書類

ア 福井県競争入札参加資格決定書の写し

- ① 物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）による競争入札参加資格決定通知書等の写し（申請中の場合はその申請書の写し）

イ 入札説明書 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札参加資格要件」という。）(3)を満たす書類

ウ 入札参加資格要件(4)を満たす書類

なお、上記書類のほか、補足資料を求められる場合がある。

2部提出すること。

1.3 落札者の決定に関する事項

当社は、入札参加資格があると決定した者を落札者として決定する。入札参加資格があると決定された者が複数ある場合には、くじ引きにより、落札者を決定するものとする。

1.4 契約書作成の要否および契約事項

- (1) 契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

1.5 この入札にかかる一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

1.6 その他

- (1) この入札において、最低制限価格は設定しない。
- (2) 入札参加者は、「公益財団法人福井県下水道公社制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領（物品購入、業務委託、物件借入）」「入札心得」および契約書案等を熟読し遵守すること。

様式 1

質 問 書

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

質問日：令和 年 月 日

会社名：

担当者名：

電 話：

F A X：

E-mail：

〈質問内容〉

質問受付期間：令和 年 月 日（ ） 時まで

様式2

(くじ用の数字)

□ □ □

入 札 書

令和 年 月 日

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名

印

入札公告および入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札
します。

入札に付する事項

臭気調査

金 額

円

※ 上記金額に、消費税および地方消費税の額は含まない。

様式 3

委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名 印

弊社は、令和 年 月 日の一般競争入札に関して下記の者を代理人と定め、入札書提出の一切の権限を委任します。

記

入札に付する事項 臭気調査

代理人住所

代理人職名

代理人氏名 印

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

公益財団法人福井県下水道公社理事長 様

所在地

会社名

代表者名

印

担当者名

印

令和 年 月 日付けで入札公告のありました臭気調査にかかる入札に参加する資格について、確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであることおよび添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 福井県競争入札参加資格決定書の写し
 - ① 物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）による競争入札参加資格決定通知書等の写し（申請中の場合はその申請書の写し）
- 2 入札説明書 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（以下「入札参加資格要件」という。）（3）を満たす書類（計量法第107条に規定する「計量証明事業者」の登録証の写し）
- 3 入札参加資格要件（4）を満たす書類

契約書（案）

1 契約業務名 臭気調査

2 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税および地方消費税の額 円

3 契約期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 履行場所

5 契約保証金

ア 金〇〇〇〇〇円（契約保証金は、契約金額（総額）の100分の10以上）

イ 福井県財務規則第172条の規定に該当する場合 免除

上記業務について、委託者 公益財団法人 福井県下水道公社（以下「委託者」という。）と受託者（以下「受託者」という。）との間で、次の条項により契約を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者

受託者

(総則)

第1条 受託者は、別紙仕様書に基づいて、委託者の指示に従い誠実にこれを履行しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、双方協議のうえ決める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利もしくは義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受託者は、再委託に係る委託者の承諾を得た場合は、委託者に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

(現場責任者)

第4条 受託者は、自ら作業の実施に当たる場合を除き、次の事項について、受託者の作業員を直接指揮命令する現場責任者を定め、書面によりその氏名を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

- (1) 作業員の指導監督および業務処理
- (2) 業務履行に関する発注者との業務連絡および調整
- (3) その他本契約の目的達成に必要な事項

(担当者)

第5条 担当者は、この契約書に定めるものおよびこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて委託者に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行について受託者もしくは受託者の現場責任者に対する指示もしくは承諾または協議
- (2) 委託業務の工程の管理、立会い

2 前項の規定による担当者の指示または承諾は、書面にて行わなければならない。

(調査等)

第6条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対しこの委託業務の処理状況について、報告もしくは資料の提出を求め、または、必要な指示を与えることができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 委託者は、必要と認めるときは、委託業務の内容の全部または一部を変更することができる。この場合において、委託料または履行期間を変更する必要があるときは、双方協議のうえ、書面によりこれを定める。

(履行確認)

第8条 受託者は、業務が完了したときは、仕様書に基づく諸報告等を委託者に提出し、委託者の定める検査職員の検査を受けなければならない。

2 受託者は、業務履行が仕様書等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しを命ずることができる。この場合の費用は受託者の負担とする。

(成果物の引渡し)

第9条 受託者は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく成果物を委託者に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第10条 前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等にかかる負担は、委託者の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 委託者は、第9条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、受託者の負担において成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、第9条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、受託者に対して損害を賠償させることができる。

(委託料の支払)

第12条 受託者は、第8条に規定する検査に合格した後、委託者に対して、委託料の支払を請求するものとする。なお、受託者は、必要に応じて履行期間を分割して検査職員の履行確認を得たうえで、委託者に対して適切な金額の委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

3 委託者の責に帰する事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、受託者は委託者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(履行遅延)

第13条 委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により、契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、福井県財務規則（昭和39年規則第11号）第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除および違約金)

第14条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することが

できる。

- (1) その責に帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。
 - (2) この契約を履行せず、または、履行を継続することができないと認められるとき。
 - (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
 - (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。
- 2 第11条または前項の規定により、この契約を解除したときは、受託者は、委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する額の違約金を委託者に支払うものとする。ただし、委託者に違約金の額を超える損害が発生したときは、委託者はその超過額を請求することができる。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

（損害賠償）

- 第15条 受託者は、委託業務の履行に関し、受託者の故意または過失により委託者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負う。
- 2 受託者は、委託業務の履行に関し、受託者の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

（著作権等権利の処理）

- 第16条 受託者は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。
- 2 受託者は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。
- 3 受託者が、前2項の規定に反したことにより委託者が損害を受けた場合は、委託者は受託者に対して損害賠償を請求することができるものとする。

（作業員の管理）

- 第17条 受託者は、作業員の服務、規律維持等に関して、一切の責めを負うものとし、また、作業員の労働災害時における労災保険については、受託者の保険を適用するものとする。

（臨機の措置）

- 第18条 受託者は、防火、防災上必要と認めるときは、速やかに委託者に連絡するとともに臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合において、受託者はそのとった措置を速やかに委託者に報告しなければならない。
- 3 委託者は、業務の実施にあたり、緊急必要と認められるときは、受託者に対し臨機の措置を求めることができる。

4 受託者が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、双方協議のうえ、委託者の負担額を定める。

(秘密の保持)

第19条 受託者は、委託業務実施中に知り得た秘密および委託者の行政業務などで一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第21条 受託者は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針」(平成13年4月27日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(協議事項)

第22条 この契約に定める事項について、疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約について訴訟等の生じたときは、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。